

新潟県公安委員会規則第4号

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成29年3月3日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

(新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則(昭和49年新潟県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下この条において「移動後別表号」という。)に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下この条において「移動別表号」という。)が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)	(略)	(略)	(略)
道 路 交 通 法 関 係	(1)～(87) (略) <u>(88)</u> <u>道交法第101条の7第1項の規定による臨時認知機能検査の実施</u> <u>(89)</u> <u>道交法第101条の7第2項の規定による臨時認知機能検査の通知</u> <u>(90)</u> <u>道交法第101条の7第5項の規定による臨時高齢者講習の通知</u> <u>(91)</u> (略) <u>(92)</u> (略) <u>(93)</u> (略) <u>(94)</u> (略) <u>(95)</u> (略) <u>(96)</u> (略) <u>(97)</u> (略) <u>(98)</u> (略) <u>(99)</u> (略) <u>(100)</u> (略) <u>(101)</u> (略) <u>(102)</u> (略) <u>(103)</u> (略) <u>(104)</u> (略) <u>(105)</u> (略) <u>(106)</u> (略) <u>(107)</u> (略) <u>(108)</u> (略) <u>(109)</u> (略) <u>(110)</u> (略) <u>(111)</u> (略) <u>(112)</u> (略) <u>(113)</u> (略) <u>(114)</u> (略) <u>(115)</u> (略) <u>(116)</u> (略)	道 路 交 通 法 関 係	(1)～(87) (略) <u>(88)</u> (略) <u>(89)</u> (略) <u>(90)</u> (略) <u>(91)</u> (略) <u>(92)</u> (略) <u>(93)</u> (略) <u>(94)</u> (略) <u>(95)</u> (略) <u>(96)</u> (略) <u>(97)</u> (略) <u>(98)</u> (略) <u>(99)</u> (略) <u>(100)</u> (略) <u>(101)</u> (略) <u>(102)</u> (略) <u>(103)</u> (略) <u>(104)</u> (略) <u>(105)</u> (略) <u>(106)</u> (略) <u>(107)</u> (略) <u>(108)</u> (略) <u>(109)</u> (略) <u>(110)</u> (略) <u>(111)</u> (略) <u>(112)</u> (略) <u>(113)</u> (略)

(117) (略)
(118) (略)
(119) (略)
(120) (略)
(121) (略)
(122) (略)
(123) (略)
(124) (略)
(125) (略)
(126) (略)
(127) (略)
(128) (略)
(129) (略)
(130) (略)
(131) (略)
(132) (略)
(133) (略)
(134) (略)
(135) (略)
(136) (略)
(137) (略)
(138) (略)
(139) (略)
(140) (略)
(141) (略)
(142) (略)
(143) (略)
(144) (略)
(145) (略)
(146) (略)
(147) (略)
(148) (略)
(149) (略)
(150) (略)
(151) (略)
(152) (略)
(153) (略)
(154) (略)
(155) (略)
(156) (略)
(157) (略)
(158) (略)
(159) (略)
(160) (略)
(161) (略)
(162) (略)
(163) (略)
(164) (略)
(165) (略)
(166) (略)

(114) (略)
(115) (略)
(116) (略)
(117) (略)
(118) (略)
(119) (略)
(120) (略)
(121) (略)
(122) (略)
(123) (略)
(124) (略)
(125) (略)
(126) (略)
(127) (略)
(128) (略)
(129) (略)
(130) (略)
(131) (略)
(132) (略)
(133) (略)
(134) (略)
(135) (略)
(136) (略)
(137) (略)
(138) (略)
(139) (略)
(140) (略)
(141) (略)
(142) (略)
(143) (略)
(144) (略)
(145) (略)
(146) (略)
(147) (略)
(148) (略)
(149) (略)
(150) (略)
(151) (略)
(152) (略)
(153) (略)
(154) (略)
(155) (略)
(156) (略)
(157) (略)
(158) (略)
(159) (略)
(160) (略)
(161) (略)
(162) (略)
(163) (略)

(167) (略)
(168) (略)
(169) (略)
(170) (略)
(171) (略)
(172) (略)
(173) (略)
(174) (略)
(175) (略)
(176) (略)
(177) (略)
(178) (略)
(179) (略)
(180) (略)
(181) (略)
(182) (略)
(183) (略)
(184) (略)
(185) (略)
(186) (略)
(187) (略)
(188) (略)
(189) (略)
(190) (略)
(191) (略)
(192) (略)
(193) (略)
(194) (略)
(195) (略)
(196) (略)
(197) (略)
(198) (略)
(199) (略)
(200) (略)
(201) (略)
(202) (略)
(203) (略)
(204) (略)
(205) (略)
(206) (略)
(207) (略)
(208) (略)
(209) (略)
(210) (略)
(211) (略)
(212) (略)
(213) (略)
(214) (略)
(215) (略)
(216) (略)

(164) (略)
(165) (略)
(166) (略)
(167) (略)
(168) (略)
(169) (略)
(170) (略)
(171) (略)
(172) (略)
(173) (略)
(174) (略)
(175) (略)
(176) (略)
(177) (略)
(178) (略)
(179) (略)
(180) (略)
(181) (略)
(182) (略)
(183) (略)
(184) (略)
(185) (略)
(186) (略)
(187) (略)
(188) (略)
(189) (略)
(190) (略)
(191) (略)
(192) (略)
(193) (略)
(194) (略)
(195) (略)
(196) (略)
(197) (略)
(198) (略)
(199) (略)
(200) (略)
(201) (略)
(202) (略)
(203) (略)
(204) (略)
(205) (略)
(206) (略)
(207) (略)
(208) (略)
(209) (略)
(210) (略)
(211) (略)
(212) (略)
(213) (略)

(略)

(略)

(新潟県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動別記様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動後別記様式」という。)が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示、追加項及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定に基づき、車両等の運転者が遵守しなければならない事項を次の各号に掲げるとおり定める。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、<u>準中型自動車</u>、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(試験の場所等)</p> <p>第20条 運転免許試験(以下「免許試験」という。)及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験(以下「再試験」という。)は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>佐渡市中原</u> <u>運転免許センター佐渡支所</u>(以下「佐渡支所」という。)</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか臨時に免許試験を行う必要があるときは、その都度、<u>運転免許センター長</u>が指定する場所</p> <p>(免許申請書等の提出等)</p> <p>第22条 法第89条の免許申請書及び法第100条の2第5項の再試験受験申込書は、第20条各号に掲げる場所に提出するものとする。この場合において、同条第4号の場所において免許試験又は再試験を受けようとする者は、<u>事前申込書</u>をあらかじめ同</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定に基づき、車両等の運転者が遵守しなければならない事項を次の各号に掲げるとおり定める。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(試験の場所等)</p> <p>第20条 運転免許試験(以下「免許試験」という。)及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験(以下「再試験」という。)は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>定期的に免許試験を行うため告示した場所</u></p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか臨時に免許試験を行う必要があるときは、その都度指定する場所</p> <p>(免許申請書等の提出等)</p> <p>第22条 法第89条の免許申請書及び法第100条の2第5項の再試験受験申込書は、第20条各号に掲げる場所に提出するものとする。この場合において、同条第4号の場所において免許試験又は再試験を受けようとする者は、<u>別記様式第10の申込書</u>をあ</p>

条第1号又は第4号に掲げる場所に提出しなければならない。

2 公安委員会は前項後段の申込書を受理したときは、試験の日時及び場所を指定するものとする。

3 事前申込書の様式並びに試験の日時及び場所の通知方法については、運転免許センター長が別に定めるものとする。

(診断書の提出命令等)

第22条の2 法第90条第8項及び法第103条第6項の規定に基づき適性検査の受検を命ずる場合にあつては適性検査受検命令書(別記様式第10)を交付して行い、診断書の提出を命ずる場合にあつては診断書提出命令書(別記様式第10の2)を交付して行うものとする。

(更新申請場所等)

第24条の2 (略)

2 (略)

3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、佐渡支所、各警察署、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番とする。

4・5 (略)

別記様式第10

(略)

別記様式第10の2

(略)

別記様式第11

第 号
運転免許試験合格決定取消通知書
年 月 日
住 所
殿
新潟県公安委員会 印
道路交通法第97条の3第1項の規定により、 次の試験に係る合格の決定を取り消したので通

らかじめ同条第1号に掲げる場所に提出しなければならない。

2 公安委員会は前項後段の申込書を受理したときは、別記様式第10の2の通知書により試験の日時及び場所を指定するものとする。

(診断書の提出命令等)

第22条の2 法第90条第8項及び法第103条第6項の規定に基づき適性検査の受検を命ずる場合にあつては適性検査受検命令書(別記様式第10の3)を交付して行い、診断書の提出を命ずる場合にあつては診断書提出命令書(別記様式第10の4)を交付して行うものとする。

(更新申請場所等)

第24条の2 (略)

2 (略)

3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、運転免許センター佐渡支所(以下「佐渡支所」という。)、各警察署、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番とする。

4・5 (略)

別記様式第10

(略)

別記様式第10の2

(略)

別記様式第10の3

(略)

別記様式第10の4

(略)

別記様式第11

運転免許試験合格決定取消通知書
年 月 日
住 所
殿
新潟県公安委員会 印
下記の理由によりあなたの運転免許試験合格の決定を取り消したので通知しま

知します。

(略)

(略)

別記様式第11の2

第 号	運転免許試験受験停止通知書
	年 月 日
住 所	殿
	新潟県公安委員会 印
<p>道路交通法第97条の3第3項の規定により、 次のとおり運転免許試験の受験を停止するので 通知します。</p>	
受験停止の期間	自 年 月 日
	至 年 月 日
処 分 理 由	

(略)

す。

(略)

(略)

別記様式第11の2

受験停止通知書
年 月 日
住 所
殿
新潟県公安委員会 印
<p>あなたは、運転免許を受験した際、不正を行ったから 年 月 日まで 運転免許試験の受験を停止します。</p>

(略)

第3条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第7の9、別記様式第7の10及び別記様式第14を次のように改める。

別記様式第7の9

緊急自動車運転資格審査申請書																	
年 月 日																	
新潟県公安委員会 殿																	
氏名・生年月日										年 月 日生							
住 所																	
審査に係る緊急自動車の種類					中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪												
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会				公安委員会												
	交付年月日				年 月 日			有効期限		年 月 日							
	免許証番号				第 号												
	第一種免許		二・小・原		年 月 日												
	免許		その他		年 月 日												
	第二種免許				年 月 日												
	免許の種類				大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特 ・ 原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件																	
緊急自動車の使用者					所在地												
					職 名												
					氏 名					印							

備考 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 緊急自動車の使用者欄の「印」は、公印を用いること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(細則第15条)

別記様式第7の10

緊急自動車運転資格記載申請書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 新潟県公安委員会 殿																
氏名・生年月日															年 月 日生	
記載申請の理由			運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため 運転免許証を再交付されたため その他													
審査合格年月日			年 月 日													
審査公安委員会			公安委員会													
緊急自動車の種類			中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
現に受けている免許	交付公安委員会			公安委員会												
	交付年月日			年 月 日				有効期限		年 月 日						
	免許証番号			第 号												
	免許の種類			大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特 ・ 原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
緊急自動車の使用者			所在地													
			職名													
			氏名				印									

- 備考 1 審査合格年月日及び審査公安委員会欄は、運転免許証を再交付されたため記載を必要とする場合にのみ記載すること。
- 2 記載申請の理由、緊急自動車の種類及び免許の種類欄は該当するものを○で囲むこと。
- 3 緊急自動車の使用者欄の「印」は、公印を用いること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(細則第15条)

別記様式第14

取消処分者講習申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 新潟県公安委員会 殿															
氏名・生年月日											年 月 日生				
住 所															
免許欠格期間満了の日	年 月 日														
取消前に取得していた免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん 引二
交付公安委員会	公安委員会														
希望する講習の車種	四 二 原 輪 輪 付								※講習 手数料		年 月 日 納 入 済				
※ 講 習 日	年 月 日										取 扱 者 印				
	年 月 日														
※ 講 習 場 所															

- 備考 1 氏名、生年月日及び住所の欄は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 写真（講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を2枚添付すること。
- 3 申請者は、※印の欄には、記載しないこと。
- （細則第26条）

(講習の実施に関する規則の一部改正)

第4条 講習の実施に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしている者でなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者等講習指導員、指定自動車教習所職員講習指導員及び更新時講習指導員の資格要件</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>大型自動車、中型自動車、準中型自動車</u>又は普通自動車を運転することができる運転免許を現に有し、かつ、当該自動車の運転の経験が通算して3年以上の者であること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) 取得時講習指導員の資格要件</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者</p> <p>(イ) <u>大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、準中型旅客車講習</u>及び普通旅客車講習にあつては、講習において使用する車両に係る教習指導員資格者証を有する者又は公安委員会がこれと同等の能力を有すると認める者</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 停止処分者講習指導員、違反者講習指導員の資格要件</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>a <u>準中型自動車又は普通自動車</u>に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者</p> <p>b <u>準中型自動車又は普通自動車</u>に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する</p>	<p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしている者でなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者等講習指導員、指定自動車教習所職員講習指導員及び更新時講習指導員の資格要件</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大型自動車、中型自動車又は普通自動車を運転することができる運転免許を現に有し、かつ、当該自動車の運転の経験が通算して3年以上の者であること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) 取得時講習指導員の資格要件</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者</p> <p>(イ) 大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習にあつては、講習において使用する車両に係る教習指導員資格者証を有する者又は公安委員会がこれと同等の能力を有すると認める者</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 停止処分者講習指導員、違反者講習指導員の資格要件</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>a 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者</p> <p>b 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識</p>

る技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

c (略)

オ (略)

(5) 高齢者講習指導員、特定任意高齢者講習指導員及びチャレンジ講習指導員の資格要件

ア～エ (略)

オ 次のいずれかに該当する者であること。

なお、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であつた者については、公安委員会が指定する研修（認知機能検査導入に伴うもの（平成21年6月1日以前に行われたものを含む。））を受け、かつ、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）施行に伴う補充講習（以下「補充講習」という。）を受けていること。平成21年6月2日以降に高齢者講習指導員の資格を取得した者で、平成29年3月11日以前に高齢者講習指導員であつたものについては、補充講習を受けていること。

(ア)～(ウ) (略)

(6) (略)

(講習指導員の認定申請等)

第4条の2 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、審査の一部又は全部を免除することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習にあつては、教育指導員資格者証を有する者

(6) (略)

4・5 (略)

別記様式第1号（第4条の2関係）

(略)	
講習指導員認定申請書	
(略)	
大型、中型、準中型及び普通免許の運転経験年数	(略)
(略)	

の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

c (略)

オ (略)

(5) 高齢者講習指導員、特定任意高齢者講習指導員及びチャレンジ講習指導員の資格要件

ア～エ (略)

オ 次のいずれかに該当するものであること。

なお、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であつた者については、公安委員会が指定する研修（平成21年6月1日以前に行われたものを含む。）を受けていること。

(ア)～(ウ) (略)

(6) (略)

(講習指導員の認定申請等)

第4条の2 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、審査の一部又は全部を免除することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習にあつては、教育指導員資格者証を有する者

(6) (略)

4・5 (略)

別記様式第1号（第4条の2関係）

(略)	
講習指導員認定申請書	
(略)	
大型、普通免許の運転経験年数	(略)
(略)	

(認知機能検査の実施に関する規則の一部改正)

第5条 認知機能検査の実施に関する規則（平成21年新潟県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）<u>第97条の2第1項第3号イ若しくは第5号、第101条の4第2項又は第101条の7第3項</u>の規定による認知機能検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）<u>第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項</u>の規定による認知機能検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。